

静岡県人事委員会は、職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

### 静岡県人事委員会規則7-1325

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-15）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（条例第10条第4項に規定する人事委員規則で定める事業）</p> <p><b>第9条の2</b> 条例第10条第4項の人事委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第20条第1項に規定する<u>就業手当又は再就職手当</u>の支給を受けたもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>（就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続）</p> <p><b>第20条</b> 受給資格者又は条例第10条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち、雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る<u>就業促進手当</u>（以下「<u>就業手当</u>」という。）に相当する退職手当にあつては<u>就業手当に相当する退職手当支給申請書</u>（様式第13号の2）に、<u>同号ロ</u>に該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「<u>就業促進定着手当</u>」という。）を除く。以下「<u>再就職手当</u>」という。）に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第13号の3）に、<u>同号ロ</u>に該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限</p>	<p>（条例第10条第4項に規定する人事委員規則で定める事業）</p> <p><b>第9条の2</b> 条例第10条第4項の人事委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第20条第1項に規定する再就職手当の支給を受けたもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>（就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続）</p> <p><b>第20条</b> 受給資格者又は条例第10条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち、雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「<u>就業促進定着手当</u>」という。）を除く。以下「<u>再就職手当</u>」という。）に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第13号の3）に、<u>同号</u>に該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（様式第13号の4）に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「<u>常用就職</u></p>

る。)に相当する退職手当にあつては就業促進  
定着手当に相当する退職手当支給申請書（様  
式第13号の4）に、同項第2号に該当する者  
に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手  
当」という。）に相当する退職手当にあつては  
常用就職支度手当に相当する退職手当支給申  
請書（様式第14号）に、条例第10条第11項第  
5号の規定による退職手当にあつては移転費  
に相当する退職手当支給申請書（様式第15  
号）に、同項第6号の規定による退職手当の  
うち雇用保険法第59条第1項第1号に該当す  
る行為をする者に係る求職活動支援費に相当  
する退職手当にあつては求職活動支援費（広  
域求職活動費）に相当する退職手当支給申請  
書（様式第16号）に、同項第2号に該当する  
行為をする者に係る求職活動支援費に相当す  
る退職手当にあつては求職活動支援費（短期  
訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書  
（様式第16号の2）に、同項第3号に該当す  
る行為をする者に係る求職活動支援費に相当  
する退職手当にあつては求職活動支援費（求  
職活動関係役務利用費）に相当する退職手当  
支給申請書（様式第16号の3）に受給資格証  
を添えて知事に提出しなければならない。た  
だし、受給資格証を提出することができない  
ことについて正当な理由があるときは、これ  
を添えないことができる。

2（略）

支度手当」という。)に相当する退職手当にあ  
つては常用就職支度手当に相当する退職手当  
支給申請書（様式第14号）に、条例第10条第  
11項第5号の規定による退職手当にあつては  
移転費に相当する退職手当支給申請書（様式  
第15号）に、同項第6号の規定による退職手  
当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該  
当する行為をする者に係る求職活動支援費に  
相当する退職手当にあつては求職活動支援費  
（広域求職活動費）に相当する退職手当支給  
申請書（様式第16号）に、同項第2号に該当  
する行為をする者に係る求職活動支援費に相  
当する退職手当にあつては求職活動支援費  
（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給  
申請書（様式第16号の2）に、同項第3号に  
該当する行為をする者に係る求職活動支援費  
に相当する退職手当にあつては求職活動支援  
費（求職活動関係役務利用費）に相当する退  
職手当支給申請書（様式第16号の3）に受給  
資格証を添えて知事に提出しなければならない。  
ただし、受給資格証を提出することができ  
ないことについて正当な理由があるときは、  
これを添えないことができる。

2（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第13号の2を次のように改める。

#### 様式第13号の2 削除

##### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。